

牧之原市体育施設使用団体登録の手引き

改定 令和6年3月版

牧之原市社会体育施設及び学校体育施設等の使用については、団体登録を使用許可の条件にしています。あらかじめ、下記事項について承諾のうえ、牧之原市体育施設使用団体登録を行ってください。

第1 団体登録により使用できる施設

- (1) 牧之原市内社会体育施設（屋内施設、屋外施設）
- (2) 牧之原市内学校体育施設、牧之原市菊川市学校組合体育施設（屋外施設、屋内施設）

第2 団体登録資格

- (1) 団体登録の基準は、1 団体最低3人以上のメンバーで構成されていること。
- (2) 団体には18歳以上（高校生は除きます。）の代表者及び緊急連絡者がいること。

第3 団体登録区分

- (1) 団体登録の区分は、市内団体、市外団体、特認団体とします。
- (2) 市内団体とは、市内に住所を有する方、又は市内に勤務する方が、60%以上で構成されている団体とします。
- (3) 市外団体とは、市内団体の要件を満たさない団体とします。代表者が、市内に住所を有していても、市外のクラブチームや市外のスポーツ少年団などは市外団体となります。
- (4) 特認団体とは、牧之原市、国又は他の地方公共団体、市内公共的団体、市内高校部活動、市内スポーツ少年団、スポーツ合宿などを行う市内の宿泊施設、その他特別に認められた団体とします。

第4 団体登録申請

- (1) 団体の代表者は、別に定める牧之原市体育施設使用登録申請書に必要事項を記入し、指定管理者に提出して、登録の認定を受けるものとします。
- (2) 代表者は、同じ利用種目では他の団体の代表者になることはできません。
- (3) 代表者は、団体登録申請書を提出する際に、本人確認書類として氏名、住所、生年月日を証するものを提示して頂きます。（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・社員証など）
- (4) 代表者が市外に住所を有し、市内に勤務する場合は、その事実を証するものを併せて提示して頂きます。（社員証・在勤証明書等）
- (5) 緊急連絡者氏名・住所・電話番号は必ず記入して頂きます。
- (6) 登録メンバー表は、構成員全員の氏名・住所・年齢を記入してください。
- (7) 団体メンバーの半数以上が、他団体の構成員と重複している場合は登録できません。
- (8) 架空団体利用防止の観点から、代表者を含め、同一人、同一団体が複数登録することはできません。

第5 団体登録申請の受付

- (1) 団体登録申請の受付窓口は、相良B & G海洋センター、榛原総合運動公園ぐりんぱる及び相良総合グラウンドにおいて、原則1月5日から12月27日の平日、午前8時30分から午後5時までの開館時間中に受付します。午後5時以降に提出された場合は、翌日以降の審査後、登録証を交付します。なお、相良B & G海洋センターでは土日祝日の午前8時30分から午後4時30分の間で受付及び登録証交付が可能です。
- (2) 団体登録が完了したときは、団体登録証を上限3枚まで交付します。団体登録証は、牧之原市体育施設等使用許可申請書の提出の際に必要となります。

第6 団体登録有効期間

- (1) 団体登録の有効期間は、指定管理者が定める年度の4月1日から明後年の3月31日までの基本3年間とします。
- (2) 登録有効期間途中での認定は、その有効期間の残期間とします。

第7 登録事項の変更

- (1) 登録者が届け出た氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合、又はその登録を廃止しようとする場合は、遅滞なく変更、廃止の手続きを行わなければいけません。

第8 代表者等の責務

- (1) 指定管理者との連絡及び調整に関すること。
- (2) 使用中における体育施設の管理及び団体のメンバーの監督に関すること。
- (3) 体育施設を使用する際に代表者が不在の場合は、団体は18歳以上の使用責任者を別に定めるものとし、当該使用責任者は、代表者に代わり責務を担うこと。

第9 団体登録の取消し

- (1) 登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その団体登録を取り消すことができるものとします。
 - ア 団体登録の資格要件に該当しなくなったとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により、団体登録の申請又は体育施設の使用申し込みをしたとき。
 - ウ 指定管理者が、登録団体としてふさわしくないと判断したとき。
 - エ 各施設を管理する職員の指示を無視し、かつ、今後も従う意思がないと判断されるとき。

第10 その他

- (1) 施設に破損・汚損等の損害を与えた場合は速やかに指定管理者に連絡すること。対外試合等で他団体の方が施設に損害を与えた場合も使用団体が責任をもって賠償等の対応をすること。
- (2) 施設使用上のマナーが悪く、改善が見られないときは、施設使用の一時停止や団体登録を取り消す場合があります。
- (3) 災害等の緊急事態発生、暴風、大雨、洪水等の特別警報及び警報の発令、台風の接近等により牧之原市に影響が及ぶと想定される場合などは、施設使用を中止とする場合があります。

【この手引きに関する問い合わせ】

牧之原市体育施設指定管理者

NPO法人 牧之原市スポーツ協会